

犯罪被害者の現状と必要な支援

「犯罪被害者週間」国民のつどい
北海道大会 in 旭川

平成20年11月25日
全国犯罪被害者の会
副代表幹事 松村恒夫

全国犯罪被害者の会

1

文京区少女殺害事件(1)

- 1999年11月22日発生
- 孫の春奈(2歳8ヶ月)が近所の主婦に殺害される
- 加害者は、15年の懲役刑
- 月命日の賠償金割賦払いが初めて認められる
- 損害賠償は認められたが、実際の支払いは無い

全国犯罪被害者の会

2

文京区少女殺害事件(2)

- 春奈の母である実娘が報道被害
加害者の虚言・世間の偏見⇒週刊誌
裁判の判決で母親に一切の非がなかったことがはっきりと認められた
- 「週刊文春」 2005年4月
私の手記と謝罪検証記事と車内吊り広告

全国犯罪被害者の会

3

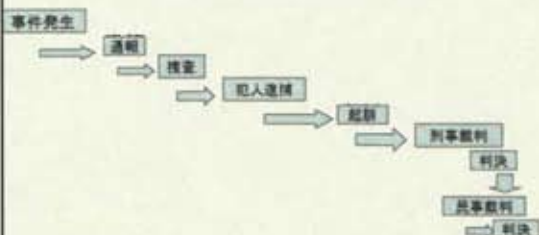
犯罪被害者になるとは

- 世間の偏見に晒される
- マスコミの集中取材の対象になる
- プライバシーの喪失
- 自責の念に駆られる(落ち込む)
- 突然の経済的な負担
- 生活苦に直面
- 人間不信に陥る
- 衰れみの対象とされる
- 家族崩壊の危機にたたされる
- 仇を国にとってもらいたいと思う
- 司法不信になる

全国犯罪被害者の会

4

事件発生から判決まで



全国犯罪被害者の会

5

事件発生から裁判開始まで

- マスコミによる集中取材
- 警察/検察による連日の事情聴取
- 自己不信
- 他人不信
- 不安な日々
精神的苦痛 イライラ 焦燥感
犯人逮捕 起訴してくれるのか
頼るのは警察のみ、自分のためだと思い協力

全国犯罪被害者の会

6

犯罪被害者の報道被害

1. マスコミによる集中取材
 - ー 四六時中の監視、買い物できず、実家まで
2. 誤報道
 - ー 限られた情報源、未確認情報の発信、世間の偏見シナリオ、やりっぱなし
3. 許可なしの情報発信
 - ー 死体、葬儀、被害者の写真
4. 報道してくれない
5. 一生背負う報道痕

全国犯罪被害者の会

7

司法手続きの中での犯罪被害者(1)

- ・ 公判期日は指定できない
- ・ 加害者法廷内での席は無い 傍聴席で沈黙
- ・ 加害者への質問は出来ない
- ・ やりとりの言葉が理解できない
- ・ 被害者には弁護士がつかない
- ・ 裁判の流れが分からない
- ・ 起訴状、冒頭陳述書、論告要旨、判決文は送達されない
- ・ 起訴されない捜査記録は見る事が出来ない

全国犯罪被害者の会

8

司法手続きの中での犯罪被害者(2)

- ・ 被害者が勝手に起訴することはできない
- ・ 被害者が望む供述調書は全て証拠採用されるわけではない
- ・ 被害者が望むような量刑の判決ではない
- ・ 加害者の出所情報の開示は十分ではない
- ・ 裁判期間が長い
- ・ 損害賠償判決の金額は絵に画いた餅
- ・ 至るところでの2次被害ー加害者、弁護士
- ・ 高額な事件記録コピー代

全国犯罪被害者の会

9

犯罪被害者の司法参加

- ・ 国民に信頼される刑事司法とは？
- ・ 被害者は何故刑事司法に協力するのか
 - 1) 加害者と犯罪事実の詳細を知る
 - 2) 被害者の名誉を守る
 - 3) 加害者に対して適正な刑罰が下される

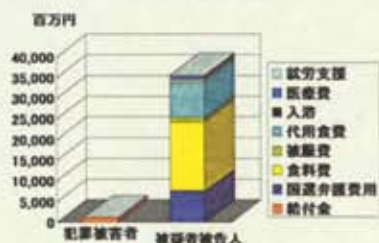
しかし、この願いが裏切られる

被害者は「証拠品」にすぎない事を実感し、失望

全国犯罪被害者の会

10

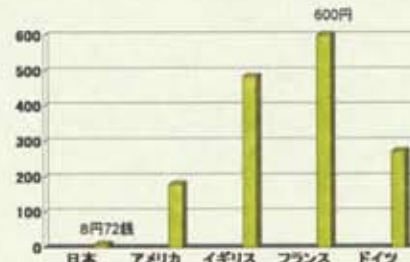
犯罪被害者と加害者への国費



全国犯罪被害者の会

11

国民一人当たりの給付金負担額



全国犯罪被害者の会

12

全国犯罪被害者の会(あすの会)

- ・ 2000年1月23日 発会
- ・ 目的 - 犯罪被害者の権利確立
 - 司法制度への参加
 - 附帯私訴制度の創設
 - 被害回復制度の創設
 - 被害者及び近親者に対する支援
 - 被害者問題に対する啓発活動
- ・ フォーラム等浄財による運営
岡村代表を初め全国で被害者の悲惨な状態を訴える

全国犯罪被害者の会

13

全国犯罪被害者の会(あすの会)の歩み

- 02年9月 第一次ヨーロッパ調査団派遣
- 03年2月 街頭署名開始～2004年2月 50箇所
- 04年6月 野沢法務大臣に署名提出 557,215名
- 9月 第2次ヨーロッパ調査団派遣 補償
- 12月1日 犯罪被害者等基本法 成立
- 05年12月27日 犯罪被害者等基本計画 閣議決定
- 07年6月20日 改正刑事訴訟法 成立
- 08年4月11日 犯罪被害者等給付金支給法 改正
- 4月16日 犯罪被害者国選弁護人制度
- 12月1日 被害者参加・損害賠償命令制度施行

全国犯罪被害者の会

14

犯罪被害者等基本法(1)

- ・ 目的(犯罪被害者等の権利利益を保護)
- ・ 犯罪被害者等のための施策に関する基本理念
- ・ 国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本事項
- ・ 対象(犯罪被害者等)
- ・ 基本理念
犯罪被害者等は個人の尊厳が尊重され、
その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利
を有する

全国犯罪被害者の会

15

犯罪被害者等基本法(2)

- ・ 国・地方公共団体・国民の責務、関係団体も
含めた連携協力等
- ・ 基本的施策
 - 相談及び情報の提供等(第11条)
 - 居住及び雇用の安定(第16～17条)
 - 刑事に関する手続きへの参加の機会を拡
充するための制度の整備等(第18条)
 - 国民の理解の増進(第20条) 等々

全国犯罪被害者の会

16

犯罪被害者等に関する国民の意識

H19.5.17内閣府

- ・ 犯罪被害者・その家族は、殺人・傷害等の被害者だけではない
- ・ 事件に関わる様々な人から支援を受けていると国民は思っ
ているが、何れの支援も受けていないと感じる被害者が4割
- ・ 心が楽になる言葉や態度は、罪種によって違う部分もある
- ・ 「一人にして欲しい」とは被害者は思っていない
- ・ 「事件の事に触れないで普段どおりに接する」ことは精神的
な安定につながる割合が高いが、「被害者を見守ろうとあえ
て距離を置く」態度は精神的安定につながらない
- ・ 被害直後も被害半年後も最も必要な身近な支援は「事件の
相談相手」である

全国犯罪被害者の会

17

周囲の人からの言動・態度の影響

H19.5.17内閣府

- 精神的に傷ついた言動・態度
 - 「運が悪かった」等偶然を強調する
 - 「早く忘れなさい」等、忘却を促す
 - 「がんばってね」等、軽い感じに励ます
- 精神的安定につながった言動・態度
 - 事件にふれず、普段どおりに接する
 - 「つらかったでしょう」と同情を表す
 - 「がんばってね」等、軽い感じに励ます

全国犯罪被害者の会

18

支援ニーズ

不足を感じている人の割合が高くその不満度も高い項目

【被害直後】

- 事件についての相談相手
- 行政主導による公的な支援
- 警察との対応の手助け、付き添い
- 生活全般の手伝い
- 病院への付き添い

【半年程度経過した後】

- 行政主導による公的な支援
- 警察との対応の手助け、付き添い
- 事件についての相談相手 (39.8→25.4)

全国犯罪被害者の会

19

被害回復に有効な項目

- ・ 加害者の適正な処罰
- ・ 加害者の被害弁償
- ・ 加害者や事件についての情報
- ・ 公的機関による経済的支援
- ・ カウンセリング
- ・ 同じような被害体験者同士の話し合い活動
- ・ 民間・公的機関の支援
- ・ 犯罪被害者に対する地域の人々の理解・協力
- ・ 犯罪被害者に関する国民の認知・理解

全国犯罪被害者の会

20

犯罪被害者の類型と必要な施策

- ・ 殺人・傷害等の暴力犯罪
- ・ 交通事故
- ・ 性犯罪
- ・ 給付制度の充実
- ・ 民事損害賠償請求への援助
- ・ 刑事裁判・少年審判への参加
- ・ 加害者の情報提供の拡充
- ・ PTSD等重度ストレス反応の治療専門家の養成

全国犯罪被害者の会

21

犯罪被害者等と社会

- ・ 犯罪被害者等は社会の例外的な存在であって、自分達とは関係ない存在でしょうか？
- ・ 犯罪被害者等は、特別に公的に守られ、尊重され加害者からの弁償に加えて充分な支援が受ける事で容易に被害から回復できているでしょうか？
- ・ 犯罪被害者等に関わる諸問題は、国民一人ひとりが自らの問題として考える
- ・ 犯罪被害者等の居場所は、地域社会の中にあるのであって、そこで暮らし続けられるように支えられることで、事件前に近い平穏な生活に戻る

全国犯罪被害者の会

22

ご静聴有難うございました

全国犯罪被害者の会

23